

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
(株)吉田組	日立市十王町友部1866	2-002084

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和3年2月3日 ～ 令和3年3月2日 (1か月)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事等

4. 事実概要

(株)吉田組は、高萩工事事務所発注の道路改良工事において、令和2年11月19日、重機と作業員が混在する作業であるにもかかわらず、誘導員を配置せずに作業を行うなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5. 指名停止理由

(株)吉田組が工事関係者に重傷者を生じる事故を起こしたことは、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第1第7号ウに該当する。

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 ア、イ (略) ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。 エ (略)	1ヶ月～2ヶ月

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)